

訪問看護ステーションすずかけ田尻

訪問看護及び介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人弘遠会（以下「本事業者」という）が設置・運営する、訪問看護ステーションすずかけ田尻（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。

4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を務めるものとする。

6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者または家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。

3 事業所は、非常災害時に備え次の措置を講ずるものとする。

(1) 業務継続計画の策定、年1回以上学習会の実施、見直しを行う

- (2) 防災訓練は、医療法人弘遠会すずかけセントラル病院と合同で行うものとする。
- (3) サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業所が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の安全を確保するために必要かつ適切な措置を講ずる。
- (4) 非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師1名

所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：

保健師・看護師は常勤換算2.5名以上（うち1名は常勤）を配置する。訪問看護を担当する。

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて配置する。看護師等と連携し訪問。看護の範疇でリハビリテーションを提供する。

- (3) その他の職員：事務職員を1名以上配置する。事業所の運営に必要な事務を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 本事業所の営業日および営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：通常、月曜から金曜までを営業日とする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9：00から午後16時30分までとする。

- (4) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(事業の提供方法)

第6条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 主治医が事業所に交付した訪問看護指示書（介護予防訪問看護指示書）と居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿って訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成し、当該計画に基づき指定訪問間（指定介護予防訪問看護）の提供にあたる。

- (2) 利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業者または介護予防支援

事業者、市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院(所)時の共同指導等

2 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づくものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受理事務であるときには、下記の額とする。

(1) 医療保険

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に規定する負担割合の額を徴収する

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者の介護保険割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収する。ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1km毎50円(税別)とする。

3 死後の処置料は、15,000円(税別)とする。

4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し費用の細目を記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の訪問看護実施地域は浜松市中央区、浜松市浜名区、磐田市南部、湖西市東部とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町、当該利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的を開催する
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止の担当者を定める
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

(ハラスメントの防止・対応)

第12条 本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 従事者が利用者、利用者の家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他運営についての重要事項)

第13条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - (3) その他研修 医療法人弘遠会すずかけセントラル病院で全職員対象の研修、ラダー研修、ナースングスキルによるeラーニングを活用する。
- 2 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、医療法人弘遠会すずかけセントラル病院就業規則第35条に定め、誓約書を得るものとする。
 - 4 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定められるものとする。

附則 この規程は2025年2月1日より施行する。